

令和7年7月4日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
厚生労働大臣
国土交通大臣
内閣官房長官
デジタル大臣
復興大臣
内閣府特命担当大臣
(地方創生)

様

盛岡市内丸10番1号

岩手県議会議員 工藤大輔

社会保障制度の整備、子育て施策、ふるさと振興の推進等のための地方財政の充実、強化を求める意見書

急激な少子高齢化に伴う医療、介護など社会保障制度の整備、子育て施策、人口減少下におけるふるさと振興をはじめ、デジタル化、脱炭素化、物価高騰対策などの施策における地方公共団体の確実な行政運営の推進に向けて、地方財政の充実、強化を図るよう強く要望する。

理由

新型コロナウイルス感染症の感染拡大では、ワクチン接種や保健所も含めた医療提供体制の構築など、地方公共団体は重要な役割を果たしてきた。

また、東日本大震災津波をはじめ相次ぐ自然災害においても、地方公共団体には被災者への継続支援策も含め、住民の安全を確保するための施策の充実が求められており、安定した財源措置が必要である。

加えて、社会保障制度の整備、子育て施策、人口減少下におけるふるさと振興、DXや脱炭素などの政策推進が国から要請されている中、諸課題へ適切に対応するため、人材と財源の確保が極めて重要である。

また、令和2年度から会計年度任用職員制度が導入され、令和6年度からは会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給が可能となったが、財源措置が不透明な中で常勤職員との格差の課題もあり、常勤職員を中心とする公務運営の原則を維持しつつ、会計年度任用職員の適正な勤務条件の確保に必要な財政需要の増加に対応する地方財政措置が必要である。

よって、国においては、令和8年度の政府予算と地方財政計画の検討に当たり、

急激な少子高齢化に伴う医療、介護など社会保障制度の整備、子育て施策、人口減少下におけるふるさと振興をはじめ、デジタル化、脱炭素化、物価高騰対策などの施策における地方公共団体の確実な行政運営の推進に向けて、地方財政の充実、強化を図るため、次の措置を講ずるよう強く要望する。

- 1 令和8年度地方財政計画の策定に当たり、少子高齢化に伴う医療、介護など社会保障制度の整備、子育て施策、ふるさと振興をはじめ、デジタル化や脱炭素化、地域公共交通の再構築など地方公共団体の財政需要を的確に把握するとともに、それを支える人件費を重視し、十分な地方一般財源総額の確保を図ること。特に、介護、児童虐待防止、児童の安心・安全を保障する保育施設等の人的環境整備、生活困窮者自立支援など、急増する社会保障ニーズへの対応と、これらに必要な人材を確保するための社会保障予算の確保及び地方財政措置を的確に行うこと。
- 2 新型コロナウイルス感染症などの感染症対策として、地方公共団体が混乱なく対応できるような的確な実態把握と適切な情報提供を行うとともに、保健所を含めた衛生医療体制に係る支援を進めること。
- 3 東日本大震災津波からの復興に当たり、被災者支援と産業・生業の再生に力点を置き、引き続き地方公共団体が施策を進めるために必要な復興事業費総額の確保を図ること。
- 4 地域活性化に向けて、その意義が改めて重視されている地域公共交通について、公共交通専任担当者の確保を支援するとともに、普通交付税の個別算定項目に位置付け、一層の施策の充実を図ること。
- 5 地方交付税の財源保障機能・財源調整機能の強化を図り、各地方公共団体における新たな財政需要を把握するなどの対策を講ずること。併せて、地方交付税原資の確保のため、地方交付税法第6条第1項に定める対象国税4税（所得税、法人税、酒税、消費税）の法定率を引き上げ、臨時財政対策債に頼らない、より自律的な地方財政の確立を進めること。
- 6 人口減少に直面する小規模自治体を支援するため、段階補正を拡充するなど、地方交付税の財源保障機能・財源調整機能の強化を図ること。
- 7 地方創生推進費として確保されている1兆円の予算について、現行の財政需要において不可欠な規模となっていることから、恒久的財源としてより明確に位置付けること。

また、導入されている行革努力や取組の成果に応じた算定方法は、標準的な行政水準を保障するという地方交付税制度の趣旨に反することから今後採用しないこと。

- 8 会計年度任用職員の処遇改善に向けて、令和6年度から支給が可能となった勤勉手当の支給も含め、引き続き所要額の調査を行い、必要な財源確保を図り、処遇改善に配慮すること。併せて、地方公共団体の公務運営に当たり、任期の

定めのない常勤職員を中心とする公務運営の原則を維持するとともに、行政需要に応じた常勤の地方公務員の確保に係る地方財政措置の拡充を図ること。

9 自治体が行う各種事業において、労務費の適切な価格転嫁が図られるよう必要な財源措置を講ずること。

10 地方公共団体業務システムの標準化、共通化に向けては、その移行に係る経費と移行の影響を受けるシステムの改修経費、増額が見込まれる運営経費まで含め、デジタル基盤改革支援補助金を拡充するなど、十分な財源を保障すること。また、戸籍等への記載事項における氏名の振り仮名の追加やマイナンバーカードと健康保険証、運転免許証の一体化等、自治体DXに伴う経費については、自治体において相当な業務負荷が予想されることから、現場の意見を踏まえ、必要な財源を国の責任において確保すること。

上記のとおり地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。